

東京大学のガバナンス改革（総論）

<進捗状況（第一四半期）>

令和8年7月15日

○ 外部有識者を含めた体制により、改革の進捗を継続的にモニタリングし、課題を明らかにしながら、改革の実装を進める。

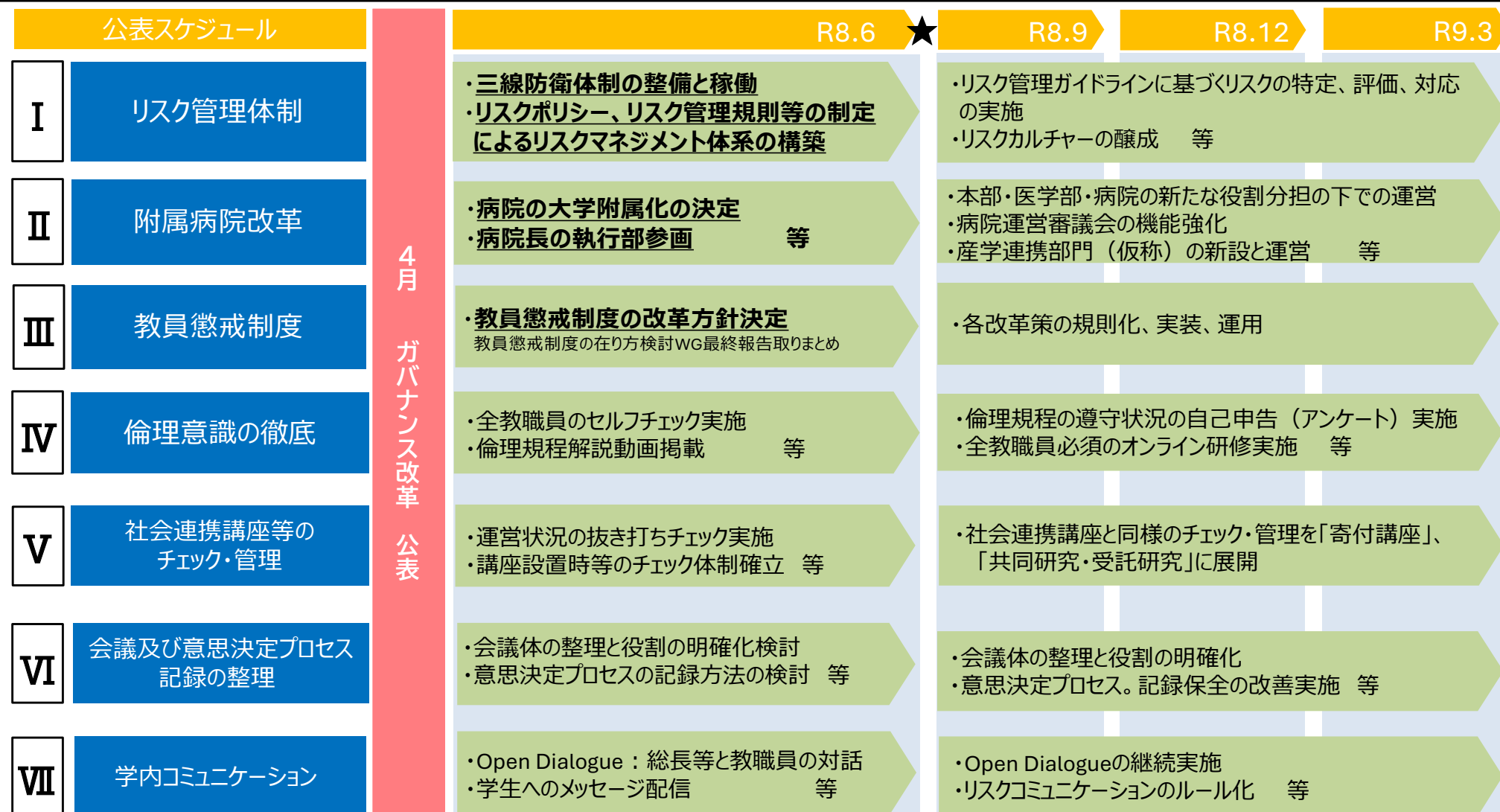
→ 「再生モニタリング委員会」(R8.6)、「病院等改革モニター会議」(R8.4)を設置

再生モニタリング委員会(対象:以下①、③～⑦)

- ・山口利昭 弁護士【山口利昭法律事務所】
- ・木内 敬 弁護士【三浦法律事務所】
- ・中野 真 弁護士【渥美坂井法律事務所・外国法共同事業】

病院等改革モニター会議(対象:以下②)

- ・山口 厚 元最高裁判事
- ・五十嵐隆 国立成育医療研究センター理事長
- ・國土典宏 国立健康危機管理研究機構理事長
- ・本田桂子 元世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官CEO
- ・天谷雅行 理化学研究所生命医科学研究センター長
- ・岡部繁男 理化学研究所脳神経科学研究センター長
- ・五味祐子 弁護士【国広総合法律事務所】



I - 1. 三線防衛体制の整備と稼働 (R8.4~)

リスクの未然防止、顕在化時の迅速・適切な対応のための三線防衛体制を整備

- ◆「リスク管理委員会」を設置 (R8.4) のうえ、具体の案件に対して迅速かつ適切なリスク対応を実施
- ◆ 内部統制委員会を、内部監査結果を踏まえた改善の取り組みを推進するための機能として位置づけ

I - 2. リスクポリシー、リスク管理規則等の制定によるリスクマネジメント体系の構築 (R8.6)

平時のリスク管理プロセスから危機事象発生時の対応まで一貫した管理体系を整備

- ◆「東京大学リスクポリシー」、「東京大学リスク管理規則」 (R8.6.25 役員会議決)
- ◆「リスク管理運用ガイドライン」 (R8.6.25 最高リスク責任者裁定)

II . 本年10月から病院を大学直轄化へ 新名称 東京大学病院

大学本部による病院運営の管理強化、情報共有の促進

- ◆病院長が「執行役・副学長」として、令和8年7月1日から大学執行部に参画
- ◆病院改革全体を統括するものとして総長の下に病院等改革推進本部(仮称)を新設し、その中に外部資金の受入れ審査、管理、利益相反を一体的に担う「産学連携部門(仮称)」の新設を決定 (R8.10~)
- ◆社会連携講座において研究開始までに入金確認されない場合の研究中止等に関する同意書の義務化
- ◆病院内にコンプライアンス推進部を新設し、開かれた報告・相談体制を構築 (約200名の横断的組織)

III . 教員懲戒の手續期間の目標設定：従来の1／5に短縮 (懲戒処分までの期間を6カ月) (R8.10~)

迅速・適切な自浄作用を発揮する制度構築に向けて「教員懲戒制度の在り方検討WG」の最終報告を取りまとめ (R8.6)

- ◆機動的な運営のための幹事会を設置、委員数の適正化・弁護士の参画の強化 (R8.10~)

VII . 学内コミュニケーション「Open Dialogue」の開催

各構成員が大学の取組みに関心を持ち、リスク意識の向上、行動が変わるための組織風土の醸成

- ◆教職員の垣根を超えたオープンな対話を開催し、教職員向けに全9回開催予定(R8.6~ 現在までに2回開催)。

<再生モニタリング委員会からの総評>

プロセス検証委員会および学内の改革委員会の提言内容を十分に理解したうえで、ガバナンス改革が進められており、これまでの3か月間の施策の内容は概ね妥当なものと評価。なお、今後は新たな施策の枠組みを前提として、ガバナンス改革の趣旨に沿った施策運営ができているか、また、その取組みが実効的なものとなっているかについて検証する予定。